

[事案 24-151] 転換契約無効請求

・平成 25 年 4 月 30 日 和解成立

<事案の概要>

加入していた 70 歳払込満了の終身保険を、終身払いの終身保険等に転換させられたことを不服として、転換を無効として、もとの契約を復活させることを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 11 月ころ、募集人から、「75 歳の今しか入れない」「貸付けを受けている金額はすぐに 300 万円になる」等の説明を受けて、同年 12 月に終身払いの終身保険・終身医療保険等への転換を行ったが、わずか 1 時間足らずの説明時間で、内容が十分理解できないままに契約をさせられたものであるので、転換を無効として、もとの 70 歳払込満了の終身保険に戻してほしい。

<保険会社の主張>

募集人の説明に不十分な点はなく、また、この転換は、転換前契約の契約者貸付を清算することによりその金利負担を軽減させること、80 歳で終了してしまう転換前契約の医療保障を終身にすること等を目的としたものであり、申立人の意向を確認したうえで契約に至ったものである。よって申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行ったところ、転換時の状況等を踏まえ、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。